

呉市介護予防・日常生活支援総合事業説明会(第2回) Q & A

平成 29 年 3 月 23 日

1 対象者・利用手続き関係

Q 1 事業対象者(基本チェックリスト)の判定は、支所でもできますか。

A 事業対象者の判定(該当・非該当)については、介護保険課で行います。

支所の窓口では、介護予防・生活支援サービス事業対象者確認票(基本チェックリスト)を預かり、介護保険課へ送付していただきます。

2 介護予防ケアマネジメント関係

Q 1 総合事業サービスと介護予防給付の両方を利用している方が、1か月間体調不良等で総合事業サービスのみの利用になった場合、介護予防ケアマネジメントの請求は介護予防支援(サービスコード:46)から介護予防ケアマネジメント(サービスコード:AF)に変更し、請求することになりますか。

A そのとおりです。

3 サービス関係

Q 1 小規模多機能型居宅介護事業所は、基本的に総合事業とは関係ないと考えていいですか。

A 介護予防給付から総合事業へ移行するサービスの中に、介護予防小規模多機能型居宅介護は含まれていませんので、総合事業開始に伴い変更となるサービスにはなりません。

そのため、事業対象者は介護予防小規模多機能型居宅介護のサービスは利用できません。

Q 2 要支援2の方で、通所介護の利用が週1回の場合は、4月から月1,689単位で請求するのですか。それとも、認定の更新等までは従前の予防給付となるので、月3,377単位で請求することになりますか。

A 平成29年3月31日時点で要支援認定を受けている方は、その認定の有効期間が終了し、新たな要支援認定又は事業対象者の有効期間開始日から総合事業へ移行し、要支援2の方は週1回の通所介護を利用した場合は、月1,689単位で算定することが可能になります。

例えば、要支援2の認定有効期間が平成28年7月1日から平成29年6月30日のAさんが予防給付から総合事業へ移行するのは、次の有効期間の開始日から(平成29年7月から)になります。

そのため、Aさんが平成29年4月に週1回の通所介護を利用した場合は、まだ予防給付のサービス利用となりますので、月3,377単位で請求してください。

仮にAさんが平成29年7月以降も要支援2の認定を受け、週1回の通所介護を利用した場合は、月1,689単位で請求することになります。

4 サービス事業者関係

Q 1 契約書，重要事項説明書，運営規程，定款のほかに，変更届を提出しなければならない書類はありますか。

A みなし指定事業者については，特に必要ありませんが，事業者により状況が異なりますので個別に御相談ください。

Q 2 総合事業に係る請求方法を詳しく教えてください。

A 指定事業者によるサービス提供については，国保連合会を利用した審査・支払が可能ですので，これまでと同様の手続きになります。